

## 地区計画の区域内における行為の(変更)届出書及び添付する図書について

### 1 地区計画の区域内における行為の届出(都市計画法第58条の2第1項)

地区計画が定められている区域内（地区整備計画が定められている区域に限る。）で、届出を要する行為（以下「建築等の行為」という。）を行おうとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに京都市長あてに届出してください。

#### ～建築等の行為～

- (1) 土地の区画形質の変更
- (2) 建築物の建築，工作物の建設
- (3) 建築物等の用途の変更
- (4) 建築物等の形態又は意匠その他の意匠の変更
- (5) 木材の伐採

※ ただし、通常管理行為、軽易な行為等の行為（以下「行為」という。）によっては、（変更）届出が不要な場合がありますので、事前に都市計画局都市企画部都市計画課まで御相談ください。

#### ～地区計画の区域内における行為の届出における書類～

	添付書類	説明（注意事項）	部数等(正副計2部)	
			正本	副本
1	地区計画の区域内における行為の届出書	様式に届出の内容を記入してください。	原本1部	写し1部
2	委任状	任意の様式で結構です。 ※必要に応じて添付してください。	原本1部	写し1部
3	添付図書	「建築等の行為」及び「地区整備計画の制限等」により添付図書が異なりますので、「3添付図書」を御覧ください。	○	○

### 2 地区計画の区域内における行為の変更届出(都市計画法第58条の2第2項)

上記1の届出をした者で、その届出に係る事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の30日前までに京都市長あてに届出してください。

#### ～地区計画の区域内における行為の変更届出における書類～

	添付書類	説明（注意事項）	部数等(正副計2部)	
			正本	副本
1	地区計画の区域内における行為の変更届出書	様式に届出の内容を記入してください。	原本1部	写し1部
2	委任状	任意の様式で結構です。 ※必要に応じて添付してください。	原本1部	写し1部
3	添付図書	・「建築等の行為」及び「地区整備計画の制限内容等」により添付図書が異なりますので、「3添付図書」を御覧ください。 ・変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。	○	○

### 3 添付図書

添付書類 ※1	区域内の行為	(1) 土地の区画形質の変更 ※2	(2) 建築物の建築、工作物の建設 又は(3) これらの用途の変更	(4) 建築物又は工作物の形態又は 意匠の変更の場合	(5) 木竹の伐採の場合 ※3
付 近 見 取 図	・当該行為を行う土地の区域図 ・当該区域内及び当該区域周辺の公共施設を表示する図面で縮尺1/1000以上のもの。	・当該行為を行う土地の区域図 ・当該区域内及び当該区域周辺の公共施設を表示する図面で縮尺1/1000以上のもの。	・当該行為を行う土地の区域図 ・当該区域内及び当該区域周辺の公共施設を表示する図面で縮尺1/1000以上のもの。	・当該行為を行う土地の区域図 ・当該区域内及び当該区域周辺の公共施設を表示する図面で縮尺1/1000以上のもの。	・当該行為を行う土地の区域図 ・当該区域内及び当該区域周辺の公共施設を表示する図面で縮尺1/1000以上のもの。
設 計 図	縮尺1/100以上のもの。				
配 置 図		敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺1/100以上のもの。 ※4	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺1/100以上のもの。 ※4		
立 面 図		建築物又は工作物の二面以上の図面で縮尺1/50以上のもの。 (着色し、色彩の分かるもの) ※5	建築物又は工作物の二面以上の図面で縮尺1/50以上のもの。 (着色し、色彩の分かるもの) ※5		
各 階 平 面 図		建築物の各階の図面で縮尺1/50以上のもの。			
区 域 図					当該行為の土地の区域を表示する図面で縮尺1/1000以上のもの。
施 工 図					当該行為の施工方法を明らかにする図面で縮尺1/100以上のもの。
そ の 他	地区計画において定められている内容に照らして、必要となる事項を記載した図書（構造図、日影図等）				

※1 「地区整備計画に定められている制限等」によって、添付図書に次表における記載事項（注意事項）を表示してください。

※2 確認申請を伴わない増築等も含まれます。

※3 「地区整備計画」で「樹林地等の保全に関する事項」が定められている場合のみ、届出が必要です。

※4 「地区整備計画」で「建築物の緑化率の最低限度」が定められている場合に限り、都市緑地法第34条第2項に規定する建築物の緑化施設の位置を表示する配置図が必要です。

※5 「地区整備計画」で「建築物等の形態又は意匠の制限」が定められている場合のみ、着色し、色彩の分かる立面図が必要です。

※6 添付図書の縮尺が、表の数値によりがたい場合は、事前に都市計画局都市企画部都市計画課と協議のうえ、縮尺を決定してください。

～添付図書における記載事項（注意事項）～

制限の内容等	記載事項（注意事項）	添付図書
地区施設	地区施設の位置とともに、地区計画に定められている地区施設に応じて距離等（幅、面積等）を表示し、必要に応じて構造図を添付してください。	設計図 配置図 各階平面図 構造図
壁面の位置の制限	境界線から建築物の壁面の位置までの最短距離（一般には境界線からの垂直の長さ）を有効寸法で表示してください。（ベランダ等がある場合は、その位置でも表示してください。）	配置図 各階平面図 立面図
容積率の最低・最高限度	容積率算定式にて容積率を表示してください。	配置図 各階平面図
建ぺい率の最高限度	建ぺい率算定式にて建ぺい率を表示してください。	
建築面積の最低限度		
敷地面積の最低限度	敷地の求積図を添付してください。	求積図
工作物設置の制限	設置する工作物の仕様や高さを表示してください。	配置図 立面図 構造図
高さの最低・最高限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>平均地盤面からの高さを表示してください。</li> <li>「道路斜線制限」が定められている場合は、前面道路の路面の中心からの高さを表示し、前面道路の反対側から建築物までの水平距離を表示してください。</li> <li>「日影規制」が定められている場合は、京都市建築条例第42条に定める表をもとに作成してください。</li> </ul>	立面図 日影図
形態又は意匠の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根及び外壁等の色彩、仕様及びマンセル値を表示してください。（着色立面図）</li> <li>地区計画に定められている内容に照らし、必要な事項を表示してください。</li> </ul>	配置図 立面図 各階平面図
かき又は柵の制限	かき又は柵の構造及び高さを表示してください。	立面図 構造図
土地利用の制限	土地利用の制限区域を表示してください。（近接している場合は、離隔距離（有効寸法）を明記してください。）	配置図 区域図 施工図

4 届出及びお問合せ先

京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町488 北庁舎2階  
京都市都市計画局都市企画部都市計画課 連絡先 075-222-3505

地区計画の区域内における行為の（変更）届出書は、「建築等の行為」や「地区整備計画が定められている区域」によって添付する書類等が異なりますので、添付図書等を作成し、必要事項を記載したうえで事前に都市計画課と協議していただき提出してください。